

# 品川区高齢者住宅生活支援サービス事業

住宅の確保にお困りの高齢者の方に  
住み慣れた地域で安心して暮らして  
いただくために、日常生活の見守り等の  
生活支援を行います。

## 対象となる方

品川区高齢者住宅あっ旋事業の決定を受けた方  
(生活保護受給の方は対象となりません)

## サービス内容

※必要な方には、不動産店への同行や引越支援を行います。

### ①定期連絡

状況に応じて、定期的に電話、訪問等にてご連絡します。

### ②生活相談

日常生活での困りごとの解決に向け、情報提供等を行い支援します。

### ③緊急対応

高齢者緊急通報システムの発報等による警備会社等との連携を行います。

### ④家財撤去

退去の際は、家財の片付けをご本人に代わって実施します。  
(転居の場合、家財撤去費としてお預かりした初期費用はお返します。)

大家さんも安心  
して、入居させ  
てくれるね。



※サービス内容①～④は一体として契約します。(サービスの選択はできません。)

## サービス利用料

### ④家財撤去

#### 初期費用

【預託金額】(例)

1K(単身)	150,000円
1DK(単身)	170,000円
2DK(2人)	200,000円

①定期連絡、②生活相談ほか事務費等  
4,800円/2年間(賃貸契約期間に同じ)  
※中途退去の場合でも、清算はありません。

③緊急通報システム利用料 月額300円  
※住民税課税の方は月額1,000円  
※電話通話料金月額300～400円が必要です。

## サービスの流れ



賃貸契約とサービス契約は同期間

## サービス等のお問合せ

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会  
品川成年後見センター あんしん居住サポート担当  
電話 03-5718-7337 FAX 03-6429-7600

事業・制度のお問合せ  
品川区高齢者地域支援課  
高齢者住宅担当  
電話 03-5742-6735  
FAX 03-5742-6882

# 品川区高齢者住宅あっ旋事業

住宅にお困りのひとり暮らし高齢者に対し、社団法人東京都宅地建物取引業協会品川区支部の協力により住宅をあっ旋し、礼金等の転居時の一時経費を助成します。連帯保証人がいない場合には、区が保証会社を紹介し保証料を助成します。

## 【対象となる方】

①から⑥まで全部の要件に該当の方

- ①65歳以上のひとり暮らしの方、または全員が65歳以上の世帯
  - ②立ち退き要求を受けているか、保安上危険または保健衛生上劣悪な住宅に居住していることで、住宅に困窮していること
  - ③品川区内に引き続き2年以上居住していること
  - ④健康で独立して日常生活を営むことができ自炊できること
  - ⑤区内の民間賃貸住宅へ転居を希望していること
  - ⑥生計中心者の前年所得が基準額以内  
(単身者の場合2,572千円)
- ※家賃等債務保証を利用する方は、以下の要件に該当すること
- ⑦連帯保証人が立てられないこと
  - ⑧緊急連絡先があること

## 【助成する内容】

次の支払いがあった場合に助成します。(ただし、立退き料等がある場合はその額を控除します。)

### 礼金等助成

賃貸料の2か月分に相当する額以内

### 仲介手数料助成

賃貸料の1か月分に相当する額以内

(ただし、礼金等・仲介手数料の助成対象の賃貸料は、ひとり暮らし世帯は月額35,000円、全員が65歳以上の世帯は55,000円を限度とする。)

### 初回保証委託料助成

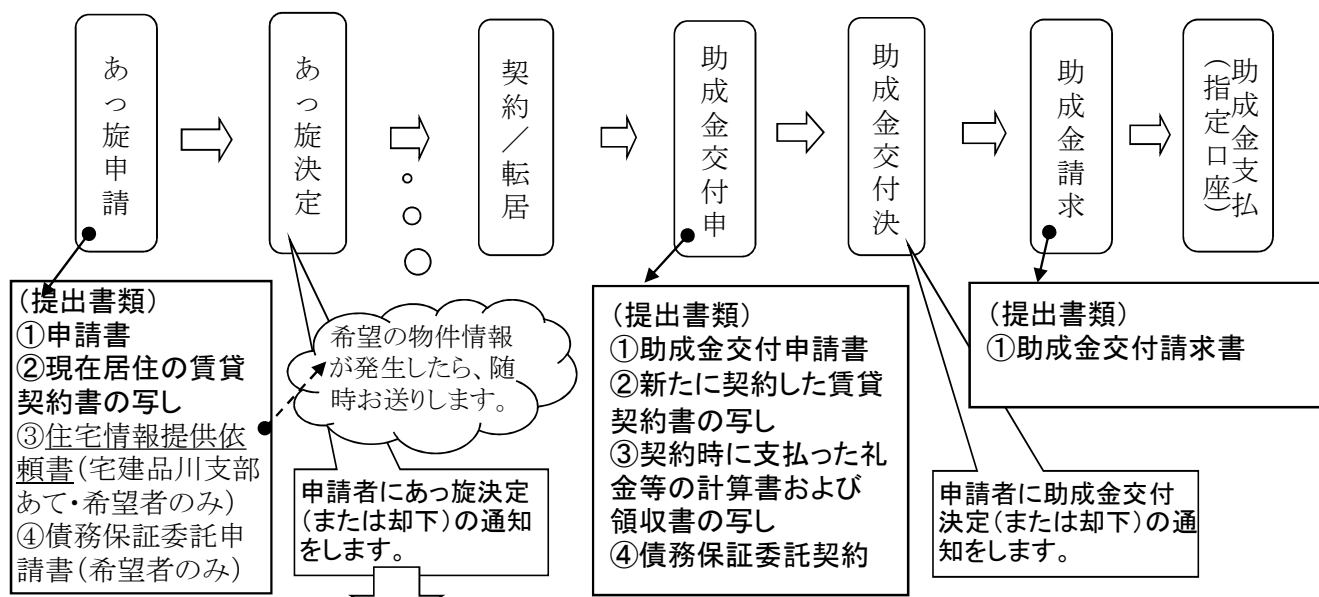
初回保証委託料の実費額(50,000円を限度)

※賃貸料(家賃)に対する助成ではありません。  
※生活保護受給中の方は生活福祉課の手続きになります。

## 賃貸人に品川区が補償

このあっ旋を受けて転居した方で、ご本人が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合、助成月額2か月の範囲内で賃貸人に区が補償します。

## 申請手続き



高齢であることや、保証人・緊急連絡先がないなどでなかなか転居先が見つからない時は、裏面の生活支援サービスをご検討ください。

お問い合わせ

品川区 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当  
 電話03-5742-6735 FAX03-5742-6882